## 4. 水環境保全の目標 (2)生活環境の保全に関する環境基準

[背景] 水質環境基準(生活環境項目)は設定から35年以上経過。

- ・激甚な公害の改善を表す指標として、BOD、COD等の環境基準項目を設定。
- →従来問題とされた水環境上の課題については、環境基準項目の達成状況が有効な判断指標として機能。
- ・水環境に関する国民の要望が多様化。
  - →「望ましい水環境」を目指すための指標としては、実態を表していないのではないかとの指摘。

#### [現状の課題]

- ·COD·BOD等の水質指標が、
  - 〇水環境の実態を表した指標となっていないのではないか。
  - ○国民の実感にあった、分かりやすい指標となっていないので はないか。

#### [目標の視点]

- 〇生物にとってのすみや すさ
- ○美しさ・清らかさ
- 〇利用しやすさ
- 〇水生生物の多様性

#### [利水障害]

- 〇水産: 魚介類の斃死等
- ○自然環境保全;美観への

障害・悪臭 等

- 〇水道·水浴等; 異臭味 · 親 水利用への障害 等
- 〇水生生物の保全に係る水質環境基準
- ・国のあてはめ水域における類型指定
- ・新たな科学的知見に基づく見直し

#### 「今後の検討]

- ・望ましい水環境像を踏まえた、実態を適確に表す指標(環境基準)の検討
- ○環境基準項目としての検討

海域:底層DO、透明度

OCOD・BOD等を補完する指標の検討

河川:透視度、TOC等

湖沼:底層DO、透明度、異臭味(2-

MIB等) 等

#### 〇その他

- ・有効な衛生指標(大腸菌、病原性微生物等)の検討
- ・複数の利水障害に関係する指標の検 討
- ・既存項目(DO、pH、SS)の評価方法 の検討
- ・汽水域の扱いについて検討
- ・工事アセス等に関する検討

等

## 5. 水環境保全のための今後の取組 一水環境の課題と今後の取組の関係一

# 良好な水環境(目標)

## 【水質】

人の健康の保護、生 活環境の保全、さらに は、水生生物等の保 全の上で望ましい質が 維持されること。

## 【水量】

平常時において、適 切な水量が維持される こと。土壌の保水・浸 透機能が保たれ、適 切な地下水位、豊かな 湧水が維持されること

## 【水生生物等】

人と豊かで多様な水 生生物等との共生が

## 【水辺地】

人と水とのふれあい の場となり、水質浄化 の機能が発揮され、豊 かで多様な水生生物 等の生育・生息環境と して保全されること。

## 時代の変化、背景・要因

#### •人口增加

か

の

環

境

昭

和

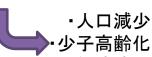
30

在

代

頃

- •高度経済成長
- 都市化の進展
- 工場排水から都市生活 排水による水質汚濁



- •低経済成長
- 産業構造の変化
- 社会基盤整備の進展 ・環境問題の多様化
  - 国民意識の変化

# •地球温暖化 法 制 度 面 **(**) 対応等

現状における 課題

#### 水質事故の 増加

閉鎖性水域 の水質改善 の遅れ

河川流量の減少 と水質及び土砂 移動への支障

希薄な人と水 とのふれあい

地下水•土壤 の汚染

水圈生態系• 生物多様性 の劣化

海岸漂着物、 海洋ごみ等

気候変動に よる影響

#### 取組

事業者の不適正 事案への対応

> 水質事故 への対応

閉鎖性水域にお ける水質改善

新たな排水管理 手法の導入

未規制小規模事 業場や面源負荷 への対応

地下水•土壤污 染の未然防止対

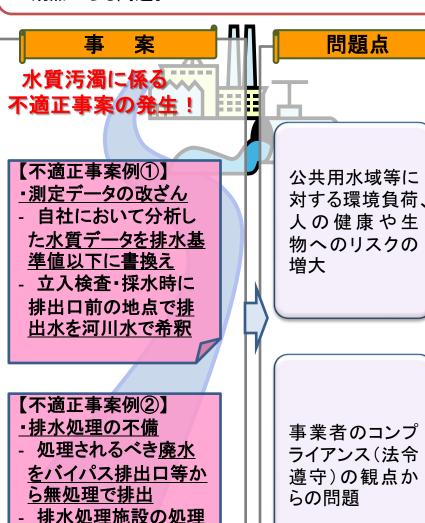
海岸も含めた海 洋環境の保全

> 気候変動 への対応

水環境モニタリン グとデータの蓄積

# 5. 水環境保全のための今後の取組 (1)事業者の不適正事案への対応

ここ数年、一部の事業者において、排水基準の超過及び測定データの改ざん等の法令違反事案が相次いで明らかとなり、公共用水域等に対する環境負荷、人の健康や生物へのリスクが増大。事業者のコンプライアンス(法令遵守)の観点からも問題。



能力が規格以下

#### 今後の在り方

事業者による法令遵守の確実な実施

事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進

事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化.

地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の 低減

排出基準超過時や事故時における地方自治体の機動 的な対応の確保

公害防止法令に基づく事務手続等の合理化

※中央環境審議会 大気環境·水環境合同部会 公害防止取組促進方策小委員会において検討